

地方消費者行政の充実・強化に関する意見書

インターネットの普及や高齢化の進展など社会情勢の変化を背景として消費者問題が複雑化、多様化する中、地方公共団体の消費者行政の取り組みは、これまで国による地方消費者行政推進交付金等の措置によって一定の前進が図られてきた。

しかし、国においては、これまでの交付金による支援を見直し、平成 30 年度からは地方消費者行政強化交付金を創設したところであるが、その交付金額は大幅に減額した。

地方公共団体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方公共団体の自主的な財源確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要がある。

加えて、成年年齢引き下げを見据えた若い世代への消費者教育の展開や高齢者等の消費者被害を防止するための消費者安全確保地域協議会の設置など、新たな課題に対応する必要性が強まっており、消費者の安全・安心な暮らしを確保するためには、地方消費者行政を担当する人的体制の強化が重要である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 現行の地方消費者行政強化交付金の継続、拡充はもとより、我が国全体の利益に資する取り組みについては、恒久的な財政支援を行うこと。
- 2 地方公共団体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政（法執行の強化を含む。）を担当する専任職員を確保するための支援を行うとともに、その資質の向上のための研修を充実させるなど、体制強化に向けた施策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 10 月 16 日

沼津市議会